

## 下妻市立東部中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日  
下妻市立東部中学校

### 1 いじめ防止のための基本的な考え方

#### (1) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対応）の基本事項を定めることにより、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### (2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」より）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

#### (3) いじめ防止に関する基本理念

- ①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- ②いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

#### (4) いじめ防止に向けた方針

- ①「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる。」という認識を全職員がもつ。
- ②未然防止に向けて、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。
- ③早期発見に向けて、いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。
- ④早期解消に向けて、いじめ問題が生じたときは、詳細で正確な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指す。

### 2 いじめ防止のための対策の基本となる事項

#### (1) 基本施策

##### ①いじめ防止対策委員会の設置

##### (ア) 目的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うために設置する。

##### (イ) 構成、開催

校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーターと、必要に応じて教職員やスクールカウンセラー、市トータルサポートセンター職員、その他、関係機関の職員で構成し、月に1回、定期的を開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

##### (ウ) 役割

- ・基本方針に基づく取組の計画作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開いて対応を組織的に実施する。

##### ②いじめの未然防止を図る取組

##### (ア) 生徒指導体制の充実（「対話」をキーワードに、チームで対応）

- ・いじめ防止対策委員会（月1回）、企画会、運営委員会、生徒指導部会、生徒支援部会、学年主任会、学年会（以上、週1回）、ケース会議（随時）における情報交換を通して、全職員が情報を共有できるようにする。

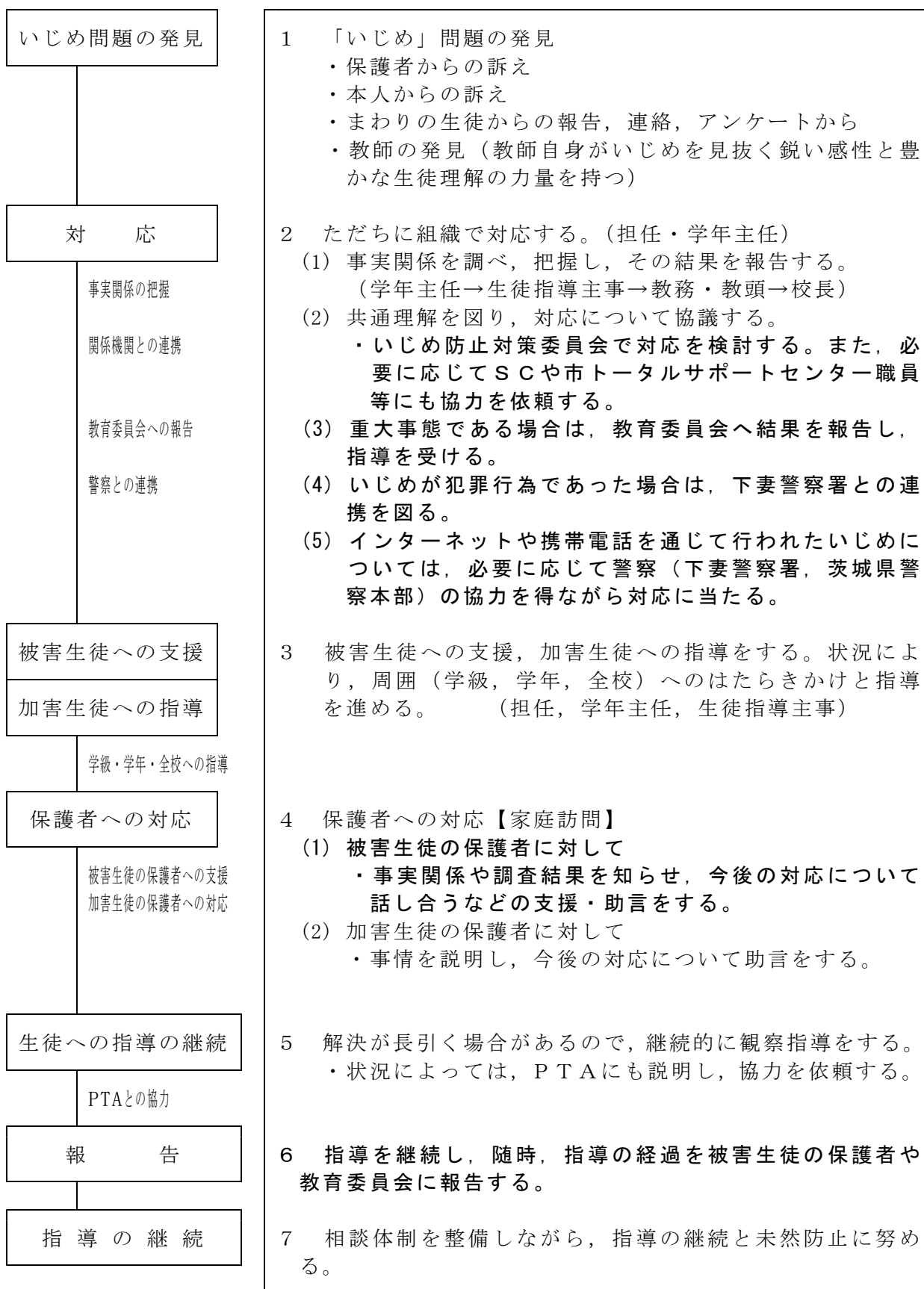
- ・立哨や巡回など、職員の役割をきめ細かく分担することにより、生徒が登校してから下校するまで、隙をつくらない体制を整備する。
- (イ) 教育相談体制の充実
  - ・定期的な教育相談（学期1回）や「いじめアンケート」（月1回）から、交友関係で悩みをもっているなどの気になる生徒について、生徒指導部会や生徒支援部会、学年会で情報交換を行い、対応について検討し、チームを組んで早急に対応する。
  - ・不安や悩みをもつ生徒が気軽に、しかも本音で相談できるよう、生徒支援部会において対応する職員について検討し、コーディネートする。（学年職員、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、市生徒指導トータルサポートセンター職員等）
- (ウ) 人権教育の推進
  - ・お互いの人格を尊重する態度や心の通じ合うコミュニケーション能力の素地を養うため、人権教育を基盤とした道徳教育の充実を図る。
  - ・職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。特に、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言から、いじめをより深刻化させてしまうことが絶対にならないようにする。
- (エ) 自主的・実践的な態度を育む特別活動の展開の工夫
  - ・「いじめフォーラム」を通して生徒一人一人がいじめ問題について考え、いじめを絶対に許さないという気持ちをもつとともに、いじめをなくそうと主体的に判断し、行動できる生徒を育てる。
  - ・学級の諸問題を自ら発見・解決することを通して、心の居場所となる集団の育成を図る。
  - ・生徒会活動を活性化させることを通して、生徒の自治能力と集団の自浄作用を醸成する。
  - ・学校行事の中で生徒一人一人が活躍できる場を設定することを通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- (オ) ネット上のいじめ防止（情報モラル教育の充実）
  - ・掲示板や裏サイトへの書き込みは絶対しない。
  - ・知らない人やサイトには絶対アクセスしない。
  - ・ネット上に写真や個人情報を流さない。
  - ・使用時間や時刻を考えて利用する。
- (カ) 保護者との連携
  - ・日頃から子どものよさや頑張っている様子などを家庭に伝えておき、保護者との信頼関係を築いておく。
  - ・いじめに対する学校の姿勢や具体的な対策を示しておくとともに、いじめに関する相談窓口を周知することを通して、保護者の理解と協力が得られるようにする。
  - ・ネットを介してのいじめを防止するため、生徒が使用する携帯電話やインターネットに対してフィルタリングをかけることや、本人との「約束事」を決めておくよう保護者会等で協力を依頼する。

### ③いじめの早期発見のための取組

- (ア) 「いじめアンケート」による定期的な調査（月1回・各学級）
  - ・訴えのあった生徒に対して、教育相談による事実確認等、早急な対応をとる。
  - ・アンケート実施後に、生徒が回答した結果についての情報をいじめ防止対策委員会を通して全職員で共有する。
  - ・調査時にいじめについての資料を読んで考え、それについての感想を記入することを通して、常日頃から「何がいじめなのか」について具体的に認識することができるようにする。
- (イ) 「いじめ発見チェックリスト」の効果的な活用（月1回・各学級）
  - ・教師（月1回）、保護者（学期1回）によるチェックを通して、生徒の様子や変化を見逃さないようにする。
- (ウ) 生徒や保護者との「対話」を重視
  - ・「淡海ノート」を活用して生徒の交友関係や悩みを把握する。
  - ・休み時間や昼休みなど、生徒との雑談の中で生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
  - ・家庭訪問（4月）や二者面談（11月）だけでなく、保護者が来校したり、電話連絡をし

たりした際の機会を利用した情報交換を大切にする。

#### ④いじめが発生したときの指導マニュアル



## ⑥関係機関との連携

- (ア) 市教育委員会にいじめの現況について定期的に報告する（6月、11月、2月）とともに、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに報告して指導を受ける。
- (イ) 被害生徒に対して心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーや市生徒指導トータルサポートセンターと連携を図りながら早急に対応する。
- (ウ) 加害生徒の保護者に協力が得られない場合は、市保健福祉部子育て支援課や市児童委員・民生委員、筑西児童相談所と連携を図りながら対応する。
- (エ) いじめが犯罪行為であった場合やインターネット・携帯電話を通じて行われたいじめがあった場合は、下妻警察署生活安全課や茨城県警察本部に協力を依頼して早急に対応する。

## (2) 重大事態の発生と調査（法第28条）

### ①重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断する。

### ②重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

### ③調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものであり、教育委員会に調査を委ねる。

### ④重大事態への対処

- (ア) 市教育委員会へ報告し、市教育委員会が設置する重大事態対策委員会で対応についての指導を受ける。
- (イ) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聞き取り調査等）をする。
- (ウ) 被害生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供をする。
- (エ) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (オ) 被害生徒の心のケアと加害生徒へ再発防止のための指導を実施する。必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携を図りながら支援や指導を継続する。

## (3) 教職員の資質向上（職員研修）

### ①いじめに関する研修

- (ア) いじめに関する生徒指導リーフレットの活用
- (イ) ネットを介してのいじめに関する資料の活用

### ②生徒への関わり方の研修

- (ア) いじめや体罰防止のためのコーチング研修
- (イ) スクールカウンセラーと連携した教育相談やカウンセリングの研修